



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

**保証債務の求償権行使不能の判断——全部取消し！**

～債務の借換え及び弁済期到来前の資産の譲渡～

所得税法（以下「法」）第64条2項は、保証債務を履行するため資産を譲渡した場合に、その履行に伴う求償権の行使ができないこととなったときは、その行使できないこととなった金額に対応する譲渡所得の金額はなかったものとみなす旨を規定しています。今回は、借換えがなされた場合、借換時において、保証人が、主債務者に対する求償権の行使が不可能であると認識していた場合であっても、旧契約締結時において、求償権の行使が可能であると認識していた場合などについて、同条の適用があるとして、課税庁の行った処分を取り消した事例です（平成16年4月14日さいたま地裁・Z888-0836）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

原告が代表者であったA社は、原告から事業に係る土地、店舗等を賃借し、サウナ、スイミングスクール等の事業をしていましたが、平成9年2月末営業を終了し、4月30日解散決議を行い、12月30日清算を了しました。原告は、自己所有のA社に賃貸していた土地（第1土地）を平成9年1月24日の売買契約により、また、第2土地を同年11月13日の売買契約によりそれぞれ譲渡し、これらの土地の譲渡に法第64条2項の保証債務の特例を適用して確定申告したところ、被告課税庁が、本件特例は適用できないとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行い、原告がその取消しを求めた事案です。

原告は、下記のとおり保証債務を弁済し、平成9年12月24日、A社に債権放棄通知書を送付しました。

保証債務	借入先	借入金額	借入日	弁済期限	弁済日	借換え等用途
第1債務	M銀行	13000万円	平8.12.26	平9.6.30	平9.5.19	A銀行・国金返済、原告返済
第2債務	S信金	1000万円	平8.6.10	平11.6.7	平9.12.3	新規
第3債務	S信金	400万円	平8.4.8	平9.4.1	平9.5.28	平6年4月末頃借入分借換え
第4債務	S信金	4780万円	平8.12.5	平10.8.7	平9.5.28	昭60～平6年3月借入分借換え
第5債務	S信金	2440万円	平8.12.5	平10.8.7	平9.12.3	平6.11～平7.9借入分借換え

2. 裁判所の判断

第1債務の用途の内、原告への弁済とM銀行支店長への貸付等に当てられた約6001万円を除いた部分に本件特例の適用を認め、譲渡所得をゼロとして、被告の処分を取り消しました。理由は次のとおりです。

(1) 本件特例の適用を受けるための要件は、納税者が、①債権者に対して債務者の債務を保証したこと、②保証債務を履行するために資産を譲渡したこと、③保証債務を履行したこと、④履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったことであり、かつこれで足りるものである。原告のA社債務の弁済は、①ないし③の要件を満たし、解散後のA社には原告に対する求償債務を弁済すべき資力はなかったと認められるから、④の要件も満たすと認められる。

(2) 被告は、資産の譲渡が債務の弁済期到来前に行われ、債権者がA社に債務返済を請求した事実はない等の事情から、本件特例の適用はない旨主張するが、これらは法64条2項の条文にも判例通達にも見当たらない要件である。また、債務者A社が解散し、清算の早期終了の要請から期限の利益を放棄して、保証人に対し代位弁済を要請し、これに応じた保証人の立場は、主債務の弁済期到来による代位弁済とほぼ同様であり、前者と後者について本件特例の適用上取扱いを異にすべき合理的理由はない。

(3) 平成8年当時、A社は大幅な債務超過の状態が続き、設備の老朽化により売上も減少し、新規に借入れしても自力で支払える見通しはほとんどなかったと判断され、その時期の新規借入れにつき、原告は求償権の行使が不能であることを認識しつつ保証債務を負担したともいえる。しかし、形式的にこの時期の新規借入れであっても、実質的に旧債務の借換えであれば、保証人の認識としては旧債務の保証の時期の認識を問題とすれば足りるというべきである。……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判例について詳細（全文・A4版32枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。